

平成26年度 第8回庁議要旨

日時：平成26年7月22日（火）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 『子ども・子育て支援新制度』開始に伴う保育の必要性の認定に関する基準の設定について（福祉部・教育委員会）

「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月から本格的に開始となる「子ども・子育て支援新制度」は、地域型保育を創設し待機児童の多い3歳未満児の保育増を目指すなど子育て支援を図るもので、利用希望者は市町村に対し、保育の必要性の認定申請を行う必要があるため、保育の必要性の認定に必要な基準を定めるもの。

(1) 主な内容

○保育の必要性の認定基準

内閣府令において、保育の必要性の認定基準が示された。本市においては、小学校就学前の子どもの保護者がいずれも、1か月に48時間以上労働することを常態とすることを市が定める認定基準とし、他は政令の基準に基づき保育の必要性の認定をする。市は、認定基準に基づき保護者の保育の認定区分を決定し、施設等の利用先を決定する。

なお、保育の必要性の認定基準の設定により、石巻市保育所条例が規定する入所基準（保育に欠ける要件）は、不要となることから同条例の改正を行うこととなる。

(2) 今後の予定

平成26年第3回定例会 石巻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(案)を議会へ提案予定。

平成26年10月～ 新基準に基づき申請受付。

平成27年 4月～ 『子ども・子育て支援新制度』による小学前の子どもの教育・保育等の総合的な提供を開始。

2 『子ども・子育て支援新制度』開始に伴う各施設等の事業の運営・施設に関する基準の設定について（福祉部・教育委員会）

「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月から本格的に開始となる「子ども・子育て支援新制度」は、地域型保育を創設し待機児童の多い3歳未満児の保育増を目指すなど子育て支援を図るもので、新たに制度化される特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を市町村が条例で定めることとされているおり、各施設等の事業の運営等の基準を定めるもの。

(1) 主な内容

子ども・子育て関連3法の規定に基づき、国が示す基準に従い又は参酌し、必要な基準を条例として定める。

○特定教育・保育施設（※1）及び特定地域型保育事業（※2）の運営に関する基準を定める条例

幼稚園や保育所等は、県の認可により運営費補助を受けて運営を行ってきたが、新制度では補助から給付に変わることから、給付を受けるための利用定員、重要事項の

説明、運営規定の整備、秘密の保持等の基準を条例で定める。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

職員の資格、配置基準、専用区画の設置、児童1人当たりの面積、開所時間・日数等を条例で定める。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

これまでは、設備及び運営に関する基準はなかったが、職員の資格、食事、健康診断、保育時間、設備等の基準を条例で定める。

※1 特定教育・保育施設

施設型給付費支給施設として市が確認する認定こども園、幼稚園、保育所

※2 特定地域型保育事業

市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者が行う家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

なお、各基準の設定は内閣府令・厚生労働省令により、「従うべき基準」「参酌すべき基準」が示されているが、本市では内閣府令・厚生労働省令で定める基準と異なる基準を採用する地域事情は特段認められないため、内閣府令・厚生労働省令に則り、基準を定めるものとする。

(2) 今後の予定

平成26年8月 事業者向け説明会

平成26年第3回定例会 石巻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（案）を議会へ提案予定。

平成26年10月～ 運営に関する基準に係る確認申請受付。

平成27年4月～ 『子ども・子育て支援新制度』による就学前の子どもの教育・保育等の総合的な提供を開始。

[報告事項]

1 石巻合同庁舎移転建替事業に係る土地取得に関する覚書について（復興政策部）

石巻合同庁舎は、東日本大震災の地震及び津波により甚大な被害を受けたが、行政サービスを中断することができないため、震災直後に「仮復旧」を実施し庁舎を維持している。しかし、行政サービスの安定的かつ継続的な提供、関係機関との連携し地域の防災拠点としての役割が今後より一層求められることを勘案し、地域の中核的行政機能及び防災拠点機能を果たすため、石巻合同庁舎の移転建替事業を新蛇田南第二地区を移転先として実施し、震災被害からの「本復旧」を図るもの。

(1) 主な内容

○覚書内容

県が市所有の土地区画整理地の取得等について覚書を取り交わす。

・対象地：新蛇田南第二地区

・面積：約25,000㎡

・売買契約：造成工事等が完了し区画整理地の使用が可能となった時点

・契約前の土地利用：県が建替事業に必要な調査に対して協力する。

(2) 今後の予定

平成26年度～27年度 基本設計、実施設計、用地取得

平成28年度～29年度 建設工事
平成30年度 供用開始

2 復興公営住宅入居者「事前説明会」等について（復興政策部）

復興公営住宅は既に149戸が入居を開始しているが、平成26年度は計画戸数4,000戸（半島部含む）のうち1,074戸の完成を予定しており、順次入居が開始される。市街地においては、見ず知らずの方々と入居することになったり、初めて共同住宅へ入居される方も多いため、入居者相互の顔合わせや、近隣の町内会との融合、入居者相互のルールづくり、共同住宅についての共通理解などが必要と見込まれているため、入居者に必要な情報提供を行うとともに、入居者同士のコミュニケーションづくりや、周辺地域住民とのコミュニティ形成、入居者相互のルールづくり等を図るため、団地ごとに事前説明会等を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 内容

- (ア) 入居開始前に、1団地につき、原則3回の事前説明会等（現地見学会・住民懇談会、入居者説明会）を開催する。
- (イ) 26年度対象：29団地（1,342戸；平成27年度第2四半期までの入居予定、今後住宅建設時期にあわせ全団地を対象とする。）
- (ウ) 事前説明会（概ね入居4・5か月前）：入居手続き等説明、入居者顔合わせ等
- (エ) 現地見学会・住民懇談会（概ね入居1・2か月前）：建物見学、住民懇談等
- (オ) 入居者説明会（入居直前）：鍵の引き渡し、共同住宅のルールについて等
- (カ) フォローアップ：入居後、必要に応じてフォローを行う。

イ 実施体制

- (ア) 関係課：復興住宅課、健康推進課、包括ケア推進室、介護保険課、福祉総務課、生活再建支援課、住宅管理課
- (イ) 関係団体：被災者支援等に関わる関係機関や石巻専修大学、石巻市社会福祉協議会、地域づくりコーディネーター団体等の協力を要請する。業務委託についても検討する。

(2) 今後の予定

- 7月26日(土) 黄金浜住宅事前説明会（以降、年度内に26団地分開催）
- 10月以降 現地見学会・住民懇談会
- 12月以降 入居者説明会

[その他]

1 平成26年度（第91回）石巻川開き祭りの開催について（産業部）

川開き祭りの本来の目的である、先人に対する報恩感謝と水難者の供養に加えて、震災犠牲者の供養と一日も早い復興を願い、過去3か年と同様、前夜祭を7月31日、本祭を8月1日に縮小（震災以前は、前夜祭と本祭2日間）し実施、また孫兵衛船競漕は孫兵衛船艇庫完成に合わせ、震災前の本格的な競漕として実施するもの。

(1) 主な内容

月日		時間	行事名	場所
7/31 (木)	祭典	8:00～	川開き祭典	住吉公園
		9:00～	漁港祭	石巻魚市場
		10:00～	川村孫兵衛翁報恩祭	日和山公園
		16:30～	川村孫兵衛翁墓前供養祭	普誓寺

		17:30～	縄張神社祭	縄張神社祭
		18:30～	東日本大震災供養祭、川施餓鬼供養祭等、流燈	石ノ森萬画館バス駐車場 旧北上川（内海橋上流）
	水上	9:00～	孫兵衛船競漕、ミニ孫兵衛船競漕（予選レース）	北上川
	陸上	11:00～	パレード等（大縄引き大会、千石船パレード、アクアカーニバル等）	中心市街地
		11:00～	お祭り広場	
	煙火	20:00～	供養花火	中瀬公園（打上場所）
8/1 (金)	水上	9:00～	孫兵衛船競漕、ミニ孫兵衛船競漕（決勝レース）	北上川
	陸上	10:55～	2020 東京オリンピック・パラリンピック聖火台・聖火リレー誘致トーチリレー	中心市街地
		11:00～	パレード等（鼓笛隊、大漁おどり等）	
		11:00～	町内協賛行事（装飾・模擬店等）	
	煙火	19:30～	花火大会	中瀬公園（打上場所）

(2) 今後の予定

平成26年7月～ 実行委員会各部会にて事業内容の決定
平成26年7月10日～ 各関係機関へポスター掲示依頼
平成26年7月31日 前夜祭（供養祭、花火等）
平成26年8月1日 本祭（パレード、花火等）

2 職員の安全運転の指導徹底及び法令順守について（総務部）

市職員は交通安全の推進において、市民の規範となるべき立場であることを自覚し、交通ルール等の法令を遵守し、安全運転に努めるよう職員へ指導するよう、総務部長より依頼があった。

以上